

文書番号：CJQ99-09	中部国際空港 国内線旅客施設使用料規程	制定日：2005.3.22
改正番号：5		改正日：2020.12.22

## 中部国際空港国内線旅客施設使用料規程

### （目的）

第1条 この規程は、中部国際空港株式会社（以下「会社」という。）が提供する中部国際空港（以下「空港」という。）の第1旅客ターミナルビル（以下「第1ターミナル」という。）及び第2旅客ターミナルビル（以下「第2ターミナル」という。）内国内線旅客公衆ゾーンの諸施設（以下「旅客施設」という。）の使用に関し、その使用料金及び支払いに関して定めることを目的とします。

### （使用料）

第2条 空港の旅客施設を使用して出発及び到着するお客様（以下「旅客」という。）には、航空券が発行される際に、旅客施設使用料（以下「使用料」という。）を航空運送事業者又はその代理店に対しお支払いいただきます。

2 前項の使用料の額は、次に掲げるとおりとします。ただし、小児用割引航空券又は旅客の年齢が12歳未満であることが確認できる航空券を使用する場合は、小人とみなし、小人1人あたりの使用料等を適用し、それ以外は大人とみなし、大人1人あたりの使用料等を適用します。航空券を使用しない3歳未満の幼児は使用料を無料とします。

(1) 第1ターミナル（消費税及び地方消費税を含む。）

大人1人あたり	440円
小人1人あたり	220円

(2) 第2ターミナル（消費税及び地方消費税を含む。）

大人1人あたり	380円
小人1人あたり	190円

3 会社は、前2項の規定にかかわらず、次に掲げる旅客については、使用料を免除いたします。

- (1) もっぱら外交上の目的に使用される航空機に搭乗する旅客
- (2) 空港を離陸後、やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなしに空港に着陸した航空機の旅客
- (3) 機体若しくは機器等の故障、航空機の強取等の処罰に関する法律による航空機の強取等、急病患者の発生、又は航空機に爆発物を置く等航空機の安全運航を損なうおそれのある行為の発生により空港に不時着した航空機の旅客
- (4) 本来の目的地である飛行場及びその周辺の天候等の事情により、当該飛行場に着陸できないため空港に着陸した航空機の旅客
- (5) 航空交通管制その他行政上の必要から空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (6) 機体若しくは機器等の故障、急病患者の発生、ハイジャック、空港の悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から空港の出発が翌日以

文書番号: CJQ99-09	中部国際空港 国内線旅客施設使用料規程	制定日: 2005.3.22
改正番号: 5		改正日: 2020.12.22

降になった航空機の旅客のうち、使用料を既に支払った者

- (7) 第2項に掲げるほか、他の旅客に同伴されて無償運送される3歳未満の幼児
- (8) 前各号のほか、会社が特に認めた旅客

(供用休止)

第3条 会社は、次の各号に掲げる場合は、旅客施設の一部の供用を休止することがあります。なお、この場合にあっても使用料の払い戻しは行いません。

- (1) 旅客施設が破損又は故障したとき。
- (2) 旅客施設に修理その他の工事を施すとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、旅客施設の管理上特に必要があるとき。

(払い戻し)

第4条 使用料の支払い後の払い戻しについては、旅客が空港からの出発又は到着を取りやめた場合に限り、航空券を発行した航空運送事業者又はその代理人が払い戻しを行います。なお、使用料の払い戻し等については、航空券を発行した航空運送事業者又はその代理人の定めるところによります。

(航空運送事業者の義務)

第5条 航空運送事業者には、使用料算定に必要となる書類を会社の指定する期日までに会社に提出していただきます。

- 2 会社は、前項の報告に基づき使用料額を計算し、月初から月末までの1箇月分を単位としてとりまとめ、航空運送事業者の使用料額を請求いたします。
- 3 航空運送事業者には、旅客から受領した使用料額を前項の請求により、会社が指定する期限までにお支払いいただきます。
- 4 航空運送事業者が前項の使用料の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を会社にお支払いいただきます。なお、その延滞金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- 5 航空運送事業者が、航空券面に使用料支払い済みの表示のない航空券により搭乗させる場合（ただし、第2条第3項に該当する場合を除く。）は、航空運送事業者の責任において当該旅客に請求していただきます。

(使用の停止等)

第6条 会社は、旅客が使用料を支払わなかったときは、旅客施設の使用の停止その他の必要な措置をとることがあります。

(事務手続き等)

第7条 会社と航空運送事業者間における使用料の収受に関する事務手続きその他条件は別途両者間での取り決めによることとします。

文書番号: CJQ99-09	中部国際空港 国内線旅客施設使用料規程	制定日: 2005.3.22
改正番号: 5		改正日: 2020.12.22

（航空運送事業者以外）

第8条 航空運送事業者以外の者が空港の離発着等施設を利用し運航する航空機で、旅客施設を使用して出発及び到着する場合には、第2条および第3条を準用し、会社に使用料をお支払いいただきます。

（規程の適用）

第9条 この規程の適用にあたっては、日本国の法令に準拠するものとし、すべて意思の表示にあたっては日本語を使用するものとします。

2 この規程に関する争いについては、会社の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

附 則

1 この規程は、2020年12月22日から施行します。